

2-5. 被災時に利用可能な財政支援等

市町村整備推進事業、農業農村整備事業等により設置された浄化槽の復旧工事にあたり、利用可能な財政支援が存在する。

「2-3. 災害復旧・復興」で述べた「復旧工事」にあたり、下記(1)から(3)に示す財政支援が利用可能な場合がある。これらの申請は、主に災害対策本部の置かれた地方公共団体から、国の担当府省等に対して行われる。

こうした制度の活用については、被害状況、復旧に必要な金額、緊急性のほか、被害にあった浄化槽の設置段階での事業の枠組み(市町村整備推進事業、農業農村整備事業、他)等の条件が加味される。したがって、必ずしも全ての財政措置が利用可能となるものではない。

なお、浄化槽メーカーによる保証(槽本体ならびにブロワ)は、天災地変による故障または損傷を対象としていない。

(1) 廃棄物処理施設災害復旧費補助金

環境省に対して申請を行う。本補助金の対象となる浄化槽は、浄化槽市町村整備推進事業により整備した浄化槽に限定される。なお、一施設あたりの市町村の事業費が 40 万円未満の場合は、補助対象とならない。詳細は図-19 及び表-1 参照^{【参考文献⑫、⑬】}。

表-1 廃棄物処理施設災害復旧費補助金ならびに地方公営企業等災害復旧事業債

	廃棄物処理施設災害復旧費補助金	地方公営企業等災害復旧事業債
対象となる 災害の概要	「異常な天然現象」によって生じた公共施設等の損傷・滅失等 例: 降雨の場合: 最大 24 時間雨量 80mm 以上の降雨により発生した災害 地震はそれ自体が異常な天然現象	
対象事業	特定生活排水処理施設(環境省所管の市町村浄化槽整備推進事業により整備された浄化槽)の災害復旧事業	地方債計画上の公営企業に係る施設の災害復旧事業(市町村設置型事業であれば、環境省/総務省の所管を問わない)
事業費の 基準額(下限)	40 万円(1 基当たり)	
補助率	1/2(中越大震災は 8/10 に嵩上げ)	充当率: 100%
地方財政措置	地方負担分については公営企業等災害復旧事業債の充当可	

(2)災害関連農村生活環境施設復旧事業

農林水産省に対し申請を行う。本事業の対象となる浄化槽は、農業集落排水施設に限定される。詳細は図-20 参照^{【参考文献⑩】}。

(3)地方公営企業等災害復旧事業債

地方債計画上の公営企業に係る施設の災害復旧を対象とする。市町村設置型事業であれば、環境省の所管事業のほか、総務省所管の個別排水処理施設整備事業で整備された浄化槽も対象となる(表-1参照)^{【参考文献⑫】}。

上記の措置に加えて、本来の財政支援とは異なるものの、社団法人 全国浄化槽団体連合会(全浄連)における大規模地震被害実態調査費等事業についても、参考として併記する。

<参考>

社団法人 全国浄化槽団体連合会(全浄連)の浄化槽機能保証制度における大規模地震被害実態調査費等事業

全浄連の浄化槽機能保証制度は、浄化槽の信頼確保を目的として、その機能に異常が生じた場合、その原因を究明し、原因者が明らかな場合は原因者の負担で、不明な場合については全浄連の負担で、迅速かつ確実な修補等の改善措置を行い、当該浄化槽の機能の正常化を確保するというものである。

この制度において、天災等による被害からの復旧は保証の対象外であるが、制度の一環として、「大規模地震被害実態調査費等事業」が平成 14 年より開始された。この事業は原則的に本制度に保証登録され、一定規模以上の地震(震度 6 弱以上)に被災した浄化槽を対象とするものである。これらの被害状況について、当該地震のあった都道府県の全浄連会員団体が調査する場合、この会員団体の請求により、全浄連から調査費が支出される。

【 災害廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い 】

公布日：平成 19 年 09 月 06 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知

(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)

第1 被害状況について

災害(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な天然現象により生ずる災害をいう。以下同じ。)その他の事由(災害に起因しないが、海岸法第3条に基づく海岸保全区域以外の区域(以下「海岸保全区域外」という。)の海岸への大量の廃棄物の漂着被害(以下「漂着ごみ被害」という。)をいう。以下同じ。)が発生した場合には、市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)は、速やかに被害状況を把握し、その被害の内容が国庫補助対象に該当するものと思料される場合は、被害の概況、被害の概算額、災害救助法の適用の有無、その他参考となる事項について、都道府県を介して管轄の環境省地方環境事務所あて電話をもって報告したのち、別添資料(1)の「廃棄物処理施設被害状況の報告について」及び別添資料(2)の「災害等廃棄物処理事業の報告について」を作成の上、都道府県を通じて環境大臣あて提出するものとする。(なお、都道府県は、管下市町村から提出された別添資料(1)及び(2)を環境大臣あて提出するに当たって、別添「災害等報告書」を添付するものとする。)

この報告に基づいて現地調査等を行い予算措置を講ずることとなるので、所要経費の算出に当たっては、正確にかつ、速やかに行うものとし、報告後において所要経費に変更が生じた場合は直ちにその旨を報告するものとする。

なお、広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社にあつては、原則として市町村に災害が発生した場合の手続に準じて行うものとする。(ただし、電話及び別添資料(1)による被害状況の報告については、都道府県を介さず行うものとする。)

第2 国庫補助の方針について

1. 災害等廃棄物処理事業

<中略>

2. 廃棄物処理施設災害復旧事業

災害復旧事業とは、災害にかかった施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を復旧する事を含む。)ことを目的とするものであり、災害にかかった施設を原形に復旧する事が著しく困難又は不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設を復旧する事を目的とするものは、災害復旧事業とみなすものとする。

(1)補助対象となる事業は、地方公共団体(一部事務組合を含む。以下同じ。)、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び日本環境安全事業株式会社が設置したもので次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。

- ア. 一般廃棄物処理施設
- イ. 浄化槽(市町村整備推進事業)
- ウ. 産業廃棄物処理施設
- エ. 広域廃棄物埋立処分場
- オ. PCB廃棄物処理施設

(2)補助対象から除外されるもの

- ア. 事務所、倉庫、公舎等の施設
- イ. 1施設の復旧事業に要する経費が次の表に掲げる限度額未満のもの

図-19(1) 廃棄物処理施設災害復旧費補助金について

施設名	限度額
一般廃棄物処理施設 し尿処理施設 コミュニティ・プラント 汚泥再生処理センター 生活排水処理施設 ごみ処理施設 廃棄物循環型処理施設 廃棄物運搬用パイプライン施設 埋立処分地施設 マテリアルリサイクル推進施設 エネルギー回収推進施設 有機性廃棄物リサイクル推進施設 最終処分場	それぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者にあつては150万円、町村にあつては80万円 ただし、一部事務組合については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあつては150万円、3万人未満の組合にあつては80万円
浄化槽(市町村整備推進事業)	市町村40万円
産業廃棄物処理施設	都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者にあつては150万円、町村にあつては80万円 ただし、一部事務組合については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあつては150万円、3万人未満の組合にあつては80万円
広域廃棄物埋立処分場	市町村・広域臨海環境整備センター 150万円
PCB廃棄物処理施設	日本環境安全事業株式会社 150万円

ウ. 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの

エ. 維持工事とみられるもの

オ. 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの

カ. 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏りに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

キ. はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

(3) 他法との調整

河川、道路等公共土木施設に隣接する廃棄物処理施設の災害復旧事業を行う場合は、公共土木施設災害復旧事業と混同しないこと。

(4) その他

災害復旧事業の適正な実施のため、災害被害であるものか、維持管理上の補修改修等の時期にきていたものかと判断がつくよう財産管理台帳等を常備し記録しておくこと。

略

図-19(2) 廃棄物処理施設災害復旧費補助金について

災害関連農村生活環境施設復旧事業（継続）

対策のポイント

被災した集落排水施設などの農村生活環境施設の復旧を行い、活力ある農村地域社会の維持、形成を図ります。

（災害を巡る現状）

- ・ 我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下にあり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・ 被災した集落排水施設などの農村生活環境施設については、農村地域社会の生活環境の維持、形成のため、早期復旧が求められています。

政策目標

適切かつ速やかな災害復旧の実施

<内容>

農地又は農業用施設について、暫定法に基づく災害復旧事業が行われる場合に、これと関連して、同一の災害により被災した農村生活環境施設（農業農村整備事業で整備されたものに限る。）の復旧を行います。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 市町村、土地改良区等
2. 補助率 1/2

（但し、集落排水施設にあつては、激甚災害に指定された地震災害により甚大な被害を受け、一定の要件を満たした場合 8/10）

3. 事業実施期間 平成2年度～

【担当】農村振興局防災課

(03) 6744-2211 (直)

図-20(1) 災害関連農村生活環境施設復旧事業について

災害関連農村生活環境施設復旧事業（拡充）

（激甚災害で被災した集落排水施設の復旧事業費国庫補助の引き上げ）

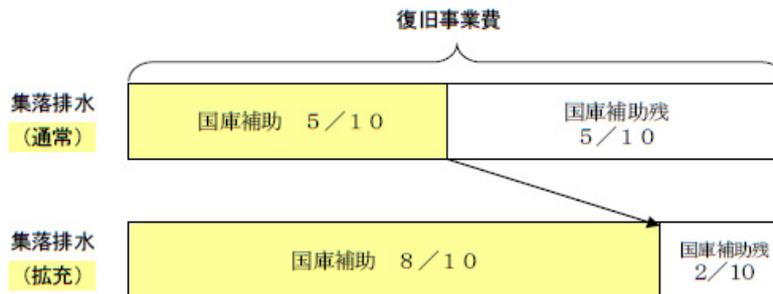
平成19年度に北陸地方で発生した3月の能登半島地震、7月の新潟県中越沖地震の2つ地震災害（それぞれ震度6強）により集落排水施設に甚大な被害を受けたことを踏まえ、平成19年度補正予算から集落排水施設の災害復旧事業における国庫補助の引き上げができることとしましたので以下に概要を紹介します。

1 趣旨

- (1) 集落排水施設は、都市における下水道と同様に、農村地域において、電気、ガス、水道等と並ぶライフラインであり、最優先で災害復旧しなければならない重要な施設である。
- (2) 平成19年石川県能登半島地震、新潟県中越沖地震においては、集落排水施設に甚大な被災を受け、農地・農業用施設の被害を超える市町村（旧市町村含む）も複数発生している。
- (3) また、被災箇所のほとんどが広い範囲でのマンホールや管路であるため、復旧に要する地元の負担が大きなものとなっている。
- (4) このため、激甚災害指定された地震災害により集落排水施設に甚大な被害を受けた場合に、復旧事業にかかる国庫補助の拡充により施設の早期復旧を図り、農村地域社会の復興に資することとする。

2 事業内容

激甚災害指定された地震災害により集落排水施設に甚大な被害を受けた市町村等が、災害復旧を行う場合には、通常5/10の国庫補助を、8/10に引き上げる。



3 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：激甚災害に指定された地震災害による集落排水施設復旧事業費が甚大な市町村
- (2) 採 択 要 件：集落排水施設災害復旧事業費が当該市町村（旧市町村を含む）の標準税収入額の10%以上の場合
（但し、当該災害による復旧事業費が標準税収入額の5%以上の市町村（旧市町村を含む）にあつては、過去3ヶ年の災害による平均復旧事業費と標準税収入額の10%を比較できるものとする。）
- (3) 補 助 率：8/10

農村振興局防災課災害対策室

図-20(2) 災害関連農村生活環境施設復旧事業について(続き)